

第1編 総論

第1章 計画の主旨

1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

1-1-2 計画の性格

この計画は、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに県民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

また、本計画において採用している国（原子力規制委員会）の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用するものとする。

なお、この計画は「愛媛県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「愛媛県地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、愛媛県国民保護計画で定める。

1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の4編による。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 原子力災害事前対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、県民生活の確保方策などの予防計画を示す。

(3) 第3編 緊急事態応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 原子力災害中長期対策

災害発生後の復旧対策を示す。

第2章 原子力災害対策重点区域

1-2-1 原子力災害対策重点区域

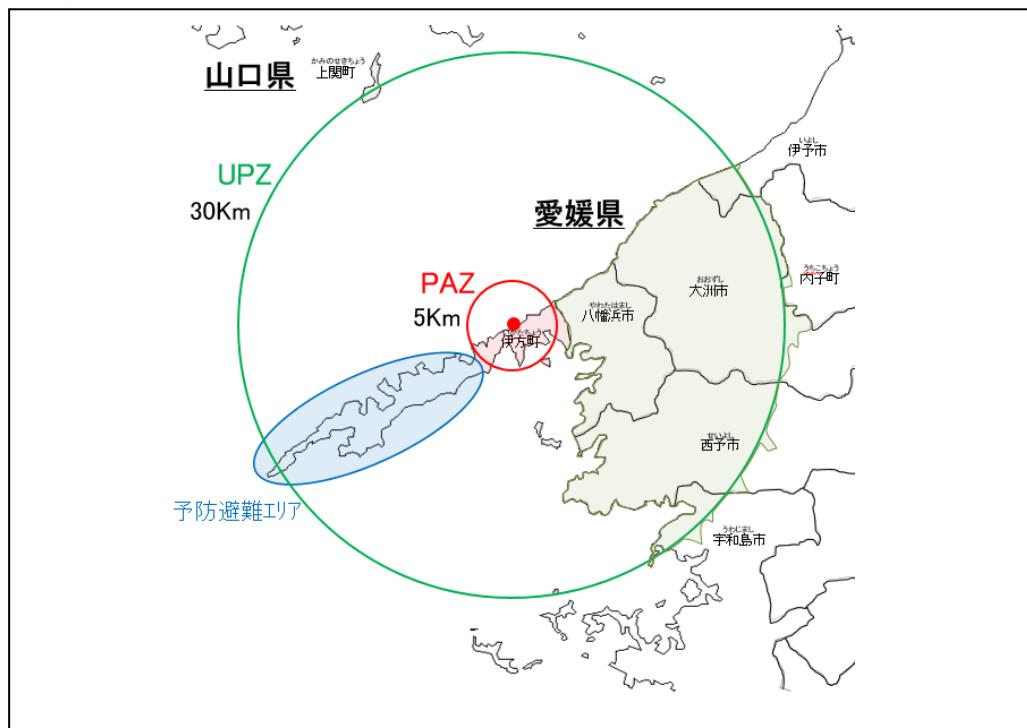
原子力災害対策重点区域は、次のとおりとする。

原子力災害対策重点区域

区分	範囲	対象市町
PAZ (Precautionary Action Zone) 〔予防的防護措置を準備する区域〕	原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域	伊方町
UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) 〔緊急防護措置を準備する区域〕 〔予防避難エリア※ (PAZに準じた防護措置を準備する区域)〕	原子力施設を中心としておおむね半径30kmの地域から、PAZを除いた地域 ※	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町

※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策重点区域外とする。

周辺地域の地図



※「伊方地域の緊急時対応」より抜粋

第3章 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1-3-1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Z 及び予防避難エリアにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを、同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）に基づき判断し、該当する緊急事態区分に応じた避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

また、P A Z 外においても、国の指示がある場合は、事態の規模、時間的な推移に応じて、段階的な避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

U P Z においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

緊急事態区分の概要

区分	概 要	主要な防護措置
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、国及び地方公共団体に連絡しなければならない。 国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、P A Z 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

施設敷地緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主に P A Z 内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。</p>
全面緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影响を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、 P A Z 内において、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。</p> <p>また、 U P Z 内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、 P A Z 内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。</p>

(注)施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、 P A Z 内の住民であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

1－3－2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ内及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転等の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ^{※6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 2,000 Bq/kg 500 Bq/kg 10 Bq/kg 100 Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1 については緊急時モニタリングにより

得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(参考)「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- ・避 難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する防護措置

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、愛媛県地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編）第1編第2章に定める事務又は業務の大綱に基づき、特に主なものは次のとおりとする。

1-4-1 県

- (1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 県広域避難計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難等及び立入制限
- (11) 被災者の救出・救護等の措置
- (12) 原子力災害時における医療対応(以下「原子力災害医療」という。)の実施
- (13) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (14) 汚染の除去
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力緊急事態応急対策の連絡調整
- (19) 国の災害対策本部等との緊急事態応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (21) 災害復旧の実施
- (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

1-4-2 市町

1 PAZ及びUPZに係る伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町（以下「重点市町」という。）

- (1) 市町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成

- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 避難行動計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時モニタリングへの参画
- (10) 避難等の指示及び指定避難所の開設
- (11) 原子力災害医療の実施及び協力
- (12) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (13) 汚染の除去
- (14) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (15) 緊急輸送の確保
- (16) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

2 重点市町を除く県下市町（以下「その他の市町」という。）

- (1) 原子力災害発生時における広域避難者の受入計画の策定及び実施に関すること
- (2) 重点市町における緊急事態応急対策の応援に関すること
- (3) 原子力災害に関する広報

1－4－3 関係機関

1 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局四国警察支局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること
 - イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること
 - ウ 警察庁及び他管区警察局との連携に関すること
 - エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
 - オ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報の収集・伝達の指導調整に関すること
 - カ 警察通信の確保及び統制に関すること
- (2) 四国財務局（松山財務事務所）
 - 原子力災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 国立病院等における医療救護の実施に関すること
- (4) 中国四国農政局

- ア 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力に関すること
 - イ 原子力災害時における食料等の支援に関すること
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための連絡調整に関すること
- (5) 四国森林管理局（愛媛森林管理署）
林野・林産物の汚染対策及び除染措置の実施のための連絡調整に関すること
- (6) 四国経済産業局
原子力災害時における防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること
- (7) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - (イ) 陸上における緊急輸送の確保
 - (ウ) 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導
イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - (イ) 海上における緊急輸送の確保
 - (ウ) 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導
- (8) 大阪航空局（松山空港事務所）
原子力災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること
- (9) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）
ア 緊急時海上モニタリングの支援に関すること
イ 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること
ウ 海上における救助・救急活動及び要請等に基づく活動の支援に関すること
エ 緊急輸送に関すること
- (10) 大阪管区気象台（松山地方気象台）
気象情報の伝達に関すること
- (11) 四国総合通信局
ア 原子力災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること
イ 原子力災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常無線通信の運用監理に関すること
ウ 原子力災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること
エ 原子力災害時における通信機器の供給の確保に関すること
オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導並びに協議に関すること
- (12) 愛媛労働局
ア 原子力発電所における労働災害防止対策の周知及び指導に関すること
イ 原子力発電所の被害状況の把握に関すること
- (13) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所）

原子力災害時における道路交通等の確保に関すること

2 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第14旅団等
 - ア 避難の援助等に関すること
 - イ 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
 - ウ 緊急時上空モニタリングの支援に関すること
 - エ 人員物資等の陸上輸送支援に関すること
 - オ 給食及び給水、入浴支援等に関すること
 - カ その他緊急事態応急対策の支援に関すること
- (2) 海上自衛隊呉地方総監部
 - ア 避難の援助等に関すること
 - イ 原子力災害時における海上輸送支援に関すること
 - ウ 緊急時海上モニタリング支援に関すること
 - エ その他緊急事態応急対策の支援に関すること
- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令部
 - ア 避難の援助等に関すること
 - イ 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
 - ウ その他緊急事態応急対策の支援に関すること

3 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること
 - イ 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること
 - ウ 非常緊急通話に関すること
- (2) 日本銀行(松山支店)
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
 - オ 各種措置の広報に関すること
- (3) 日本赤十字社(愛媛県支部)
 - ア 応援救護班の派遣及び派遣準備に関すること
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること
- (4) 日本放送協会(松山放送局)
 - ア 県民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること
 - イ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
 - ウ 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関すること

- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - 原子力災害時における道路交通等の確保に関すること
- (6) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - ア 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
 - イ 原子力災害時における旅客の安全確保に関すること
- (7) 日本通運株式会社（四国支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央営業所、松山営業所、宇和営業所、新居浜営業所、大洲営業所、今治営業所、東予営業所、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (8) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - 原子力災害時における郵便業務の運営の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するための必要な措置に関すること

4 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
 - 医療救護活動の実施の協力に関すること
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティーブイ株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア 県民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 県民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

5 消防機関

- (1) 重点市町を管轄する八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部（以下「関係消防機関」という。）
ア 救急、消防防災活動に関すること
イ 住民の避難、誘導等に関すること
- (2) その他の市町を管轄する松山市消防局、新居浜市消防本部、西条市消防本部、今治市消防本部、四国中央市消防本部、東温市消防本部、久万高原町消防本部、愛南町消防本部、上島町消防本部（以下「その他の消防機関」という。）
関係消防機関が実施する救急、消防防災活動及び住民の避難、誘導等に係る協力に関すること

6 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合
ア 被災組合員の援護に関すること
イ 農林物の採取制限及び出荷制限等に関すること
ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (2) 漁業協同組合
ア 被災組合員の援護に関すること
イ 水産物の採取制限及び出荷制限等に関すること
ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
エ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (3) 商工会議所、商工会
ア 被災商工業者の援護に関すること
イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (4) 社会福祉施設等管理者
ア 施設利用者等の安全確保に関すること
イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること
- (5) 公益社団法人愛媛県診療放射線技師会
ア 避難住民等のサーベイランス、避難退城時検査、簡易除染、放射線に係る相談対応等の実施の協力に関すること
イ 救護所等における放射線防護の実施の協力に関すること
- (6) 一般社団法人愛媛県警備業協会
災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること
- (7) 国道九四フェリー株式会社
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送船舶（人員、貨物）等の確保に関すること

1－4－4 原子力事業者

(1) 四国電力株式会社

- ア 原子力事業者防災業務計画の作成に関すること
- イ 原子力発電所の防災管理に関すること
- ウ 従業員等に対する教育及び訓練に関すること
- エ 電力供給の確保に関すること
- オ 発災施設の応急対策及び復旧に関すること
- カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること
- キ 緊急時モニタリングの実施又は協力に関すること
- ク 原子力災害医療の実施及び協力に関すること
- ケ 汚染拡大防止措置に関すること
- コ その他、県、重点市町及び防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関すること

第5章 広域的な活動体制

1-5-1 原子力災害時における広域応援協力体制

